

Title	フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察：日本の後継ぎ遺贈制度の構築へ向けて
Author(s)	足立, 公志朗
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/60061
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【6】

氏名	あ だち こう し りょう 足立公志朗
博士の専攻分野の名称	博 士 (法学)
学位記番号	第 2 5 8 0 1 号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察 —日本の後継ぎ遺贈制度の構築へ向けて—
論文審査委員	(主査) 准教授 松井 和彦 (副査) 教授 林 智良 教授 石田 剛 准教授 幡野 弘樹

論 文 内 容 の 要 旨

後継ぎ遺贈とは、例えば、Aが所有する土地建物を、A死亡時はP（第1受遺者、第1受益者）に、P死亡時はQ（第2受遺者、第2受益者）に与える遺贈である。後継ぎ遺贈に関する判例は乏しく、学説上は無効説が通説とされる。しかし、実務上後継ぎ遺贈に対する期待が高まり、学説も活発に議論している。そこで、本稿は、制度としての後継ぎ遺贈の構築へ向けて、その基礎的論点を検討するために、フランスの信託的補充指定—日本の後継ぎ遺贈と同じ機能を果たす—を素材に考察を試みる（なお、信託的補充指定においては、Pを「継伝義務者」、Qを「被指定者」と呼ぶ）。

日本の後継ぎ遺贈の有効性を検討するにあたり、基礎的な論点が2つ存在する。第1に、P死亡時に対象財産がPの相続財産からQに移転する類型（継伝処分型）は、無効であるとされる。他方で、P死亡時にAからPへの遺贈が失効した後、AからQへの遺贈が効力を生じ、対象財産がAからQに移転すると構成するならば有効とされる（条件付遺贈・期限付遺贈型）。現実の財産の動きが同じであることを考えると、この両者の効果に差を付けるべきか。第2に、後継ぎ遺贈の有効性を認めるならば、期間制限はどのように設けられるべきか。

かかる問題意識に基づき、本稿は、日本法研究の前提として、フランスにおける現行法の状況を確

認し、現代フランスの視点から信託的補充指定を歴史的に考察する。本稿の課題は次の3点である。第1に、フランスの信託的補充指定の利用法とその問題点を示す。第2に、QはAとPのいずれから対象財産を承継すると考えられているのか、そして、それが信託的補充指定の有効性とどのように結びつくのかを示す。第3に、フランスの信託的補充指定における期間制限の内容とその意義を示す。この課題に答えるために、本稿では、フランスにおける現行法の状況から検討を始める。

第1編では、フランスにおける2006年の相続・恵与法改正の内、信託的補充指定に関する改正内容を改正前後で対比する方法で、信託的補充指定に関する現在の状況を示す。第1編は2章構成である。

第1章では、信託的補充指定が有効とされる要件とその効果を軸として、改正前後で生じた変化を分析する。改正前は、信託的補充指定は原則として禁止され、一定の類型（「許容される補充指定」：本人→子P→Pの子の類型と本人→兄弟姉妹R→Rの子の類型）が例外的に許容されるのみであったのに対し、改正後は、受益者要件が撤廃される等、大幅な自由化が実現された。そこで、第2章では、第1章で考察した改正内容が相続法上の「公序」と緊張関係を有することに注目し、2006年改正が相続法上の公序にもたらす影響力を分析する。

以上の考察により、①2006年改正によって、いわゆる「再構成家族」における信託的補充指定の利用が可能となったこと、②税法上の配慮によって、対象財産は、第1受益者ではなく恵与をなした本人から第2受益者に承継されると決定されたこと、③改正前後で、世代数制限に変化はなく、有効とされるのは受益者2代限り（継伝義務者に加えて被指定者1代限り）であることを示した。しかし、②については、税法上の配慮以外に民法上の伝統的な考え方は存しないのか、③については、被指定者1代限りとする根拠は何か、という点が問題となる。この問題を、第2編と第3編の歴史的考察で探究する。

第2編では、信託的補充指定の生成の様子を示す。第2編は2章構成である。

第1章では、フランスの信託的補充指定の起源である、ローマ法の補充指定と信託遺贈を分析する。ここでは、補充指定が、相続人（受遺者）が欠如する場合に備えて、別の相続人（受遺者）を補充的に指定するものであること、信託遺贈が、早くも相続秩序形成の手段として用いられていること、そして、長期間の信託遺贈に対する規制立法が制定されていたことを示す。

第2章より、信託的補充指定の考察が始まる。第2章以下では、9世紀から12世紀のツールーズを中心とする成文法地域に焦点を当てて、補充指定と信託遺贈に基づき「信託的補充指定」が生成する様子を観察する。その中で、信託的補充指定における「信託遺贈」的要素、すなわち、義務としての要素を示し、さらに、この時点で、信託的補充指定は相続秩序の形成手段として用いられたことを示す。

第3編では、第2編で検討した内容を踏まえて、信託的補充指定のその後の変遷を追跡し、本稿の課題に答えるための手がかりを抽出する。第3編は3章構成であり、第1章では、長期間の信託的補充指定を、第2章と第3章では短期間の信託的補充指定を検討する。

第1章では、14世紀以降のツールーズにおける、複数階位の「長期間継続する」信託的補充指定（「段階的補充指定」）の利用法とそれに対する規制立法を検討することにより、長期間継続する信託的補充指定の目的と、かかる信託的補充指定の問題点を示す。

第2章では、主に18世紀に多用された「短期間の」信託的補充指定（「一階位限りの補充指定」）を分析し、次の点を示す。一階位（一代）限りの補充指定には、相続秩序を変更するものと相続秩序を維持するものの2種類があること、信託的補充指定における「補充指定」的要素により、学説上「被指定者が遺言者本人から財産を承継する」と考えられていたことである。

しかし、第3章のフランス革命期では大きな変化が生じる。この時期の特色は、信託的補充指定の禁止原則が確立した一方で、民法典の中に例外的に「許容される補充指定」が認められたことである。本章では、その経緯を分析することにより、禁止原則が定立される際、長期間の補充指定の問題のみが重視され、短期間の補充指定の利点が顧みられなかったこと、フランス民法典で例外的に認められた補充指定は、相続秩序を維持する形態のものであって、一階位限りであれば長期間の補充指定のような問題は生じないと考えられていたことを示す。

以上の考察により、本稿では、前掲した課題に対して次のように指摘する。

第1に、信託的補充指定の用法とその問題点である。長期間の信託的補充指定は、相続秩序の形成手段として用いられており、これに対しては、長期間の財産拘束によって財産改良の妨げとなること、補充指定の公示が忌避されたため取引の安全が害されること、遺言の内容や対象財産の範囲を巡って紛争が生じること、といった問題があった。他方、短期間の信託的補充指定は、相続秩序を変更するものと相続秩序を維持するものがあったが、いずれも一定の家系に財産を留めることを目的としていた。また、相続秩序を維持する類型は、簡易の後見的機能を果たしていた。

第2に、被指定者は対象財産を処分者本人と継伝義務者のいずれから承継するのか。2006年改正の採用した解決（被指定者は処分者本人から承継する）は、結果的にフランスの伝統的な考え方（第3編第2章）に合致していたが、同改正前の議論においては、被指定者が遺言者本人から取得するという立場も継伝義務者から取得するという立場も通説的地位を占めることができなかった。逆に言えば、どちらの立場を採用するかで信託的補充指定の有効性が決まるわけではなく、信託的補充指定の有効性を議論するためには、実質的な論拠を求める必要があることを示している。

そこで、第3に、民法典の「許容される補充指定」が一階位限りという制約を受けた理由が問題となる。形式的には、フランス革命前の一階位限りの補充指定を原型としていることに求められるが、実質的には1階位に限定すれば長期間の信託的補充指定のような問題が生じないこと、したがって、一階位限りの補充指定ならば、むしろ財産の保存手段としての有用性が重視されることが挙げられていた。

論文審査の結果の要旨

「フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察——日本の後継ぎ遺贈制度の構築へ向けて——」と題する本論文は、総頁数258頁、総字数約27万字の規模を有するものであり、フランスにおける信託的補充指定制度の古代ローマから1804年のフランス民法典制定までの歴史的変遷を中心に扱うものである。信託的補充指定とは、典型的な例としては、Aが、自らが死亡したら、自らの財産を妻Bに帰属させ、Bが死亡したらAからBに移転した財産をさらにABの子Cに移転させる旨の遺言を残すことである。なぜ、今フランスの信託的補充指定制度に足立氏は着目するのかというと、日本において、同様の遺言を後継ぎ遺贈と呼んでいるが、それが公序に反し無効となるのか、仮に有効であるとして、何代あるいは何年間まで有効なのかという問題が、民商法の有力な論者により活発な議論の対象となっているものの、依然決着が着いていないという状況があるためである。

そこで、足立氏は、フランスにおいて、限定的ながら有効性が認められている信託的補充指定制度に着目し、2006年改正を経た現代の法状況も視野に入れつつ（第1編「フランスの信託的補充指定をめぐる現行法の状況」）、古代ローマから1804年に至るまでの制度の生成過程をつぶさに検証する作業を行い（第2編「信託的補充指定の生成」および第3編「信託的補充指定の変遷」）、①この制度の持ちうる機能、②この制度の利用により生じうる弊害、③この制度に必要な規制、の3点について検討を行っている。

その結果、足立氏は、14～18世紀にかけて、特に貴族階級が数世代にわたり財産を子孫に承継させる形態での信託的補充指定を行っていたが、18世紀には、遺言者AからB、BからCという受益者2人までの形態がむしろ主流になり、後者の形態の場合、弊害よりも有用性が大きかったと指摘する。たとえば、Aの生存配偶者Bに財産をまず与え、Bの生活を保障しつつ、Bの死後、Bの血族への財産の流出を防ぐためAの血族に財産を戻させる、すなわち、ある弱者の生活や財産を保障しつつ、血族内部に財産を保持する機能が強調されている。18世紀に至るまでの王令による規制は、信託的補充指定の世代数に対する規制と、先の例で言うとBがAから受け取った財産とB自身の財産の区別

を明確化して、BC間の紛争や、BとBの債権者との間の紛争を防ぐための規制であった。王令の実効性はあまりなかったが、1804年のフランス民法典に生かされていることを論文は指摘する。

詳論はできないが、豊富な事例に基づき、十二表法からユ帝「学説彙纂」に至るローマ法の法文を含めたラテン語の原文も読みこなしながら、信託的補充指定の歴史的実践の中から同制度の持ちうる機能、生じうる弊害、行うべき規制を抽出したのが、足立氏の博士論文の最大の成果である。このような検討作業は、いささか抽象論に傾きがちであった日本の議論にも大きなインパクトを与えうるものであると思われる。もともと、本論文が歴史的考察を目的とするものであるとはいえ、今回の検討結果を現代のわが国における相続法上の問題解決にどのように結びつけていくのかについて、具体的な展望があまり示されておらず、やや物足りなさを感じる部分もある。しかし、足立氏自身が本論文で明示しているとおりの、フランス法における補充指定とわが国における後継ぎ遺贈とは制度の前提を異にする部分があり、フランス法の歴史や現在の法状況をわが国の後継ぎ遺贈にそのまま当てはめることはできない。今回の歴史的考察の結果を性急にわが国の後継ぎ遺贈制度に持ち込むことをせずに慎重に論を結んでいる点はむしろ評価できると同時に、足立氏が今後どのように現代の議論に展開していくのか大いに興味をかき立てられる。

以上のことから、審査員は、一致して、足立氏のこの労作に対して、博士号を授与するのに十分なレベルに達しているものと評価した。